

公 募 公 告

下記のとおり公募に付する。

令和8年2月24日

埼玉県知事 大 野 元 裕

記

1 公募に付する事項

(1) 案件名

車両燃料等売買に係る単価契約

(2) 案件の概要

警察車両に供給する車両燃料及び車両用オイルの供給単価を定めるもの

(3) 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 仕様

仕様書による

2 公募に参加する者に必要な資格等に関する事項

(1) 埼玉県警察が指定するクレジットカードでの給油方式に同意ができ、災害時等は、掛け売り（請求書での支払い）が可能であること。

(2) 単価同調方式に同意できること。

(3) 夜間、土日祝日も可能な限り対応できること。

(4) 次の警察施設全てに対して契約のガソリンスタンドが設けられている必要はないが、おおむね2km圏内に契約のガソリンスタンドが設けられていること。

・埼玉県警察本部	さいたま市浦和区高砂3-15-1
・埼玉県警察機動センター	さいたま市西区大字二ツ宮883
・埼玉県警察鉄道警察隊	さいたま市大宮区錦町630
・埼玉県警察宮原分庁舎	さいたま市北区別所町15-5
・埼玉県警察交通機動隊	さいたま市西区三橋6-690
・埼玉県警察上尾分庁舎	上尾市平塚1281-5
・埼玉県警察運転免許センター	鴻巣市鴻巣405-4
・埼玉県警察高齢者講習センター	さいたま市岩槻区馬込2100-5
・埼玉県警察高速道路交通警察隊	所沢市大字坂之下761-1
・埼玉県警察西部機動センター	川越市大字大仙波410-1
・埼玉県警察機動隊	朝霞市溝沼1983-2
・埼玉県警察北部機動センター	深谷市本住町12-1
・埼玉県警察高速道路交通警察隊花園分駐隊	深谷市黒田1797
・埼玉県警察東部機動センター	越谷市越ヶ谷4-2-70

- ・埼玉県警察高速道路交通警察隊三郷分駐隊 三郷市番匠免2-101-1
- ・埼玉県警察高速道路交通警察隊岩槻分駐隊 さいたま市岩槻区大字加倉260
- ・埼玉県警察高速道路交通警察隊桶川分駐隊 桶川市大字加納447-1
- ・埼玉県警察留置管理課熊谷同行室 熊谷市宮町1-68
- ・埼玉県警察各警察署

(5) 災害発生時については、特別な理由がない限り、他に優先して給油できること。

3 公募参加希望書等の提出

本案件の契約を希望する者は、別添「令和8年度埼玉県警察本部車両燃料等スタンド契約申込書」に必要な事項を記載の上、令和8年3月6日（金）午後5時までに郵送、FAX、メール又は持参で申込むこと。

なお、オイルの見積り合わせを希望する場合は、オイル見積り合わせ区分を選択すること。

郵送先の住所： 〒330-8533

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 調度係 宛

なお、郵送の場合は書留郵便とし、提出期限までに必着のこと。

FAX番号： (048)824-4607

E-mail： p50a04c@pref.saitama.lg.jp

持参の場合： 埼玉県庁第二庁舎 6階

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 調度係

4 公募手続等の問い合わせ先等

(1) 問い合わせ先

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係

電話番号 048-832-0110 内線2243

(2) 公募参加希望者は、埼玉県警察本部担当者が求める説明及び文書の提出に、速やかに対応すること。

5 公募参加希望書等の無効

本公告に示した公募に参加する者に必要な資格のない者の公募参加希望書等は無効とする。

6 見積り合わせの方法等

(1) 単価決定方法

ア 車両燃料

店頭表示価格とする。

イ 車両用オイル

単価同調方式により行い、埼玉県財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で提示された最低価格を決定金額とし、参加者はこの単価にて契約するものとする。

(2) 車両用オイルの見積り合わせの区分

県内を東西南北に分割した各方面及び県内一律給油別に見積り合わせを行う。

ア 南部地区

さいたま市、上尾市、桶川市、川口市、蕨市、戸田市等

イ 東部地区

三郷市、草加市、越谷市、春日部市、久喜市、加須市、羽生市等

ウ 北部地区

秩父市、熊谷市、深谷市、寄居町、鴻巣市等

エ 西部地区

川越市、所沢市、朝霞市、ふじみ野市等

オ 県内一律給油

埼玉県内の複数地区に給油所がある場合、一律単価を希望する者

(3) 見積書徴取日

令和8年3月27日（金）を予定している。参加者には別途通知する。

7 特記事項

令和8年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

別添

令和8年度埼玉県警察本部車両燃料等スタンド契約申込書

私は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間、埼玉県（埼玉県警察本部）との自動車燃料スタンドの契約を希望します。

なお、以下の契約条件を遵守します。

- (1) 埼玉県警察が指定するクレジットカードでの給油方式に同意ができ、災害時等は、掛け売り（請求書での支払い）が可能であること。
- (2) 単価同調方式に同意できること。
- (3) 夜間、土日祝日も可能な限り対応できること。
- (4) 警察本部庁舎及び出先機関よりおおむね2km圏内にガソリンスタンドが設けられていること。
- (5) 災害発生時については、特別な理由がない限り、他に優先して給油できること。

スタンド名	スタンド所在地	電話番号	営業時間（定休日）	給油方法	オイル見積り 合わせ区分
				フル	地区別
				セルフ	県内一律

※給油可能なスタンドが複数ある場合は、上記項目を網羅した一覧表を添付してください。

※セルフスタンド等の理由によりオイルの見積り合わせを希望しない場合は、オイル見積り合わせ区分の地区別、県内一律の選択は不要です。

会社名 _____

住所 _____

代表者 役職 氏名 _____

* 契約関係担当者 氏名 _____ 電話番号 _____

FAX番号 _____

仕様書

品名	車両燃料等売買に係る単価契約	
1 品名・規格		
品名	規格	摘要
ハイオクガソリン	J I S 1 号	店頭表示価格
レギュラーガソリン	J I S 2 号	店頭表示価格
軽油	J I S 1・2 号	店頭表示価格
ガソリンエンジンオイル	S N 10W-30 同等品	
	S N 5W-40 同等品	
ディーゼルエンジンオイル	C J - 4 10W-30 同等品	
	D L - 1 10W-30 同等品	
2 契約期間		
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで		
3 契約単価		
(1) ハイオクガソリン、レギュラーガソリン及び軽油の契約単価 店頭表示価格とする。		
(2) オイル類 見積り合わせにより決定した単価を契約単価とする。		
4 その他の条件については、公募公告による。		
照会先	埼玉県警察本部総務部財務局会計課 担当 調度係 電話 048-832-0110 内線 2243	